

| | | | |
|---------------------|----------------------------------------------------------|-----------|----------------------|
| 市町村名 | 羽幌町（留萌振興局） | 担当課名 | 福祉課 |
| 人口 (H22. 10. 1現在) A | 8,177 人 | うち65歳以上 B | 2,873 人 割合 B/A 35.1% |
| 事業名 | 羽幌町地域見守りネットワーク (開始年度 平成18年度) | | |
| 事業内容 | 町内における高齢者並びに障がい者の事故防止や、災害発生時の支援などを地域ぐるみで進めるためのネットワークを図る。 | | |
| 事業実施者 | 市町村 | | |

羽幌町地域見守りネットワーク会議

目的

町内における高齢者並びに障がい者の事故防止や、災害発生時の支援などを地域ぐるみで進めるためのネットワークを図る。

構成

1. 羽幌町民生児童委員代表
2. 羽幌町老人クラブ連合会代表
3. 羽幌町身体障害者福祉協会代表
4. 羽幌町方面委員代表
5. 羽幌町ボランティア連絡協議会代表
6. 羽幌町地域福祉推進員連絡協議会代表
7. ボランティアはまなす代表
8. 羽幌町社会福祉協議会職員
9. 羽幌町職員（総務課職員・町民課職員・天売支所長・焼尻支所長・福祉課職員）
10. その他関係者

会議

ネットワーク会議は、必要に応じて福祉課長が召集する。

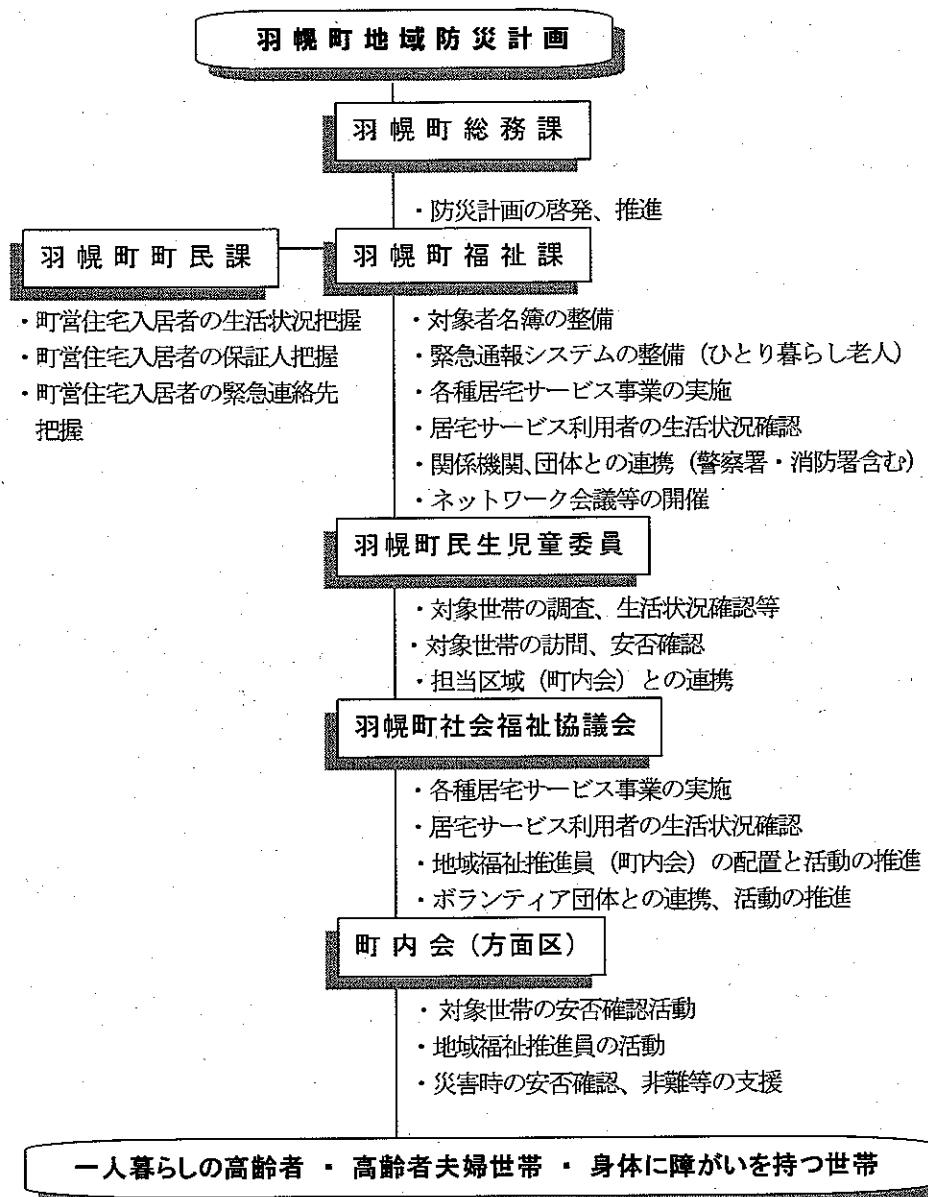
事務局

事務局は、福祉課内に置く。

高齢者・障がい者等支援ネットワーク体制

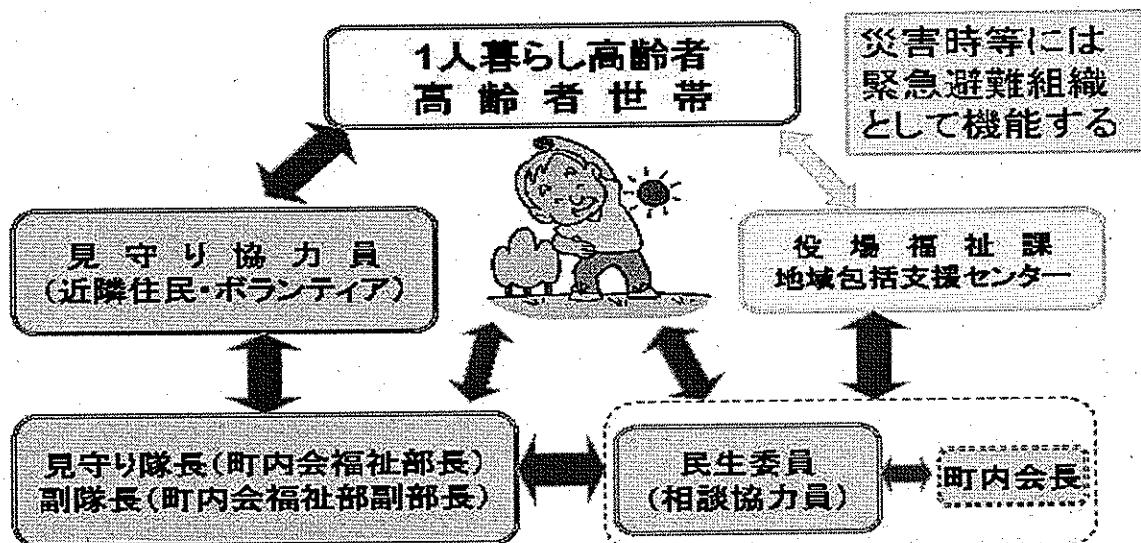
趣 旨

1. 支援を必要とする世帯の把握と事故を未然に防ぐための安否確認。
2. 災害時（地震・台風・火災・断水・長時間の停電等）における安否確認及び支援。

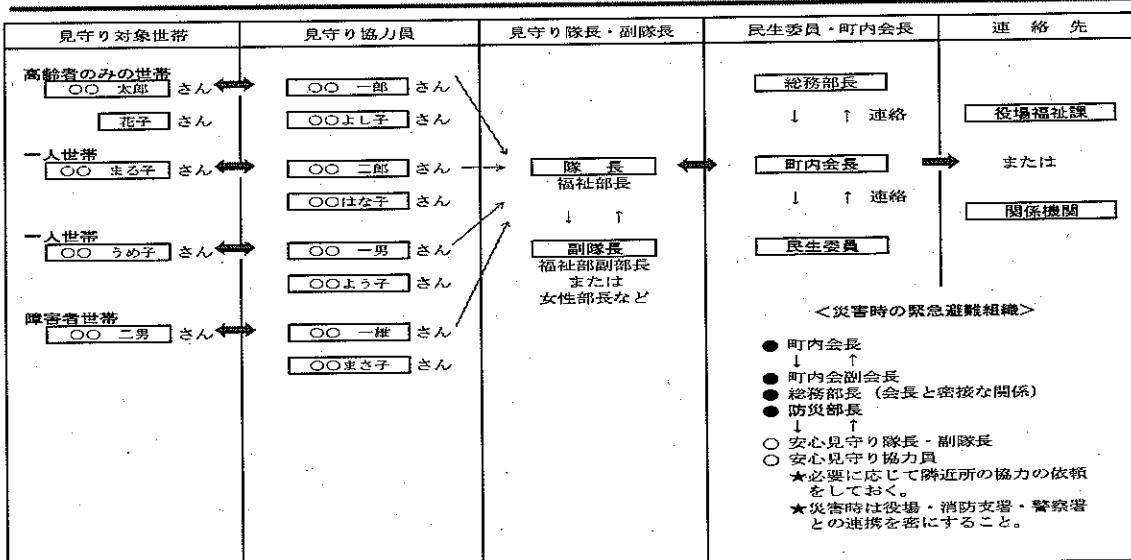


| | | | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 市町村名 | 天塩町（留萌振興局） | 担当課名 | 福祉課 |
| 人口 (H22.10.1現在) A | 3,669人 | うち65歳以上 B | 1,030人 割合 B/A 28.1% |
| 事業名 | 市町村民児協活性化事業（見守りネットワークづくり等）（開始年度 20 年度） | | |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワークづくり（町内会見守り隊設置呼びかけ） ・福祉マップ作成 など | | |
| 事業実施者 | 天塩町民生委員児童委員協議会 | | |

『天塩町安心見守りネットワーク(安心見守り隊)』



○○町内会安心見守り隊組織図(イメージ図)



〇〇丁目（〇〇地区）「あんしん見守り隊」規約（例）

第1条 目的

天塩町〇〇丁目の一人暮らし高齢者等が、地域の中で孤立することなく安心し、自立した生活を続けていけることを目的とする。

第2条 名称

〇〇丁目（〇〇地区）「あんしん見守り隊」とする。

第3条 活動

1 基本の活動

- (1) 一人暮らし高齢者等へのあいさつ・声かけ
- (2) 何らかの支援を要する高齢者等の民生委員または福祉課への情報提供

第4条 構成

本隊は、活動の趣旨に賛同し、加入した者をもって構成する。

第5条 登録及び脱退

- 1 参加を希望する者は、登録申請書に所定の内容を記載し、隊長に提出する。
- 2 脱退を希望する者は、脱退申込書に必要事項を記載し、隊長に提出することによって行う。また、役員会は本隊に相応しくないと認められる者がある場合は、通告することで脱退させることができる。

第6条 役員

本隊に、隊長（リーダー）、副隊長（サブ・リーダー）を置き、隊員の互選によって選出する。

第7条 総会

隊の運営方針、役員の選出等を行うため、年1回程度、総会を開催する。

第8条 その他

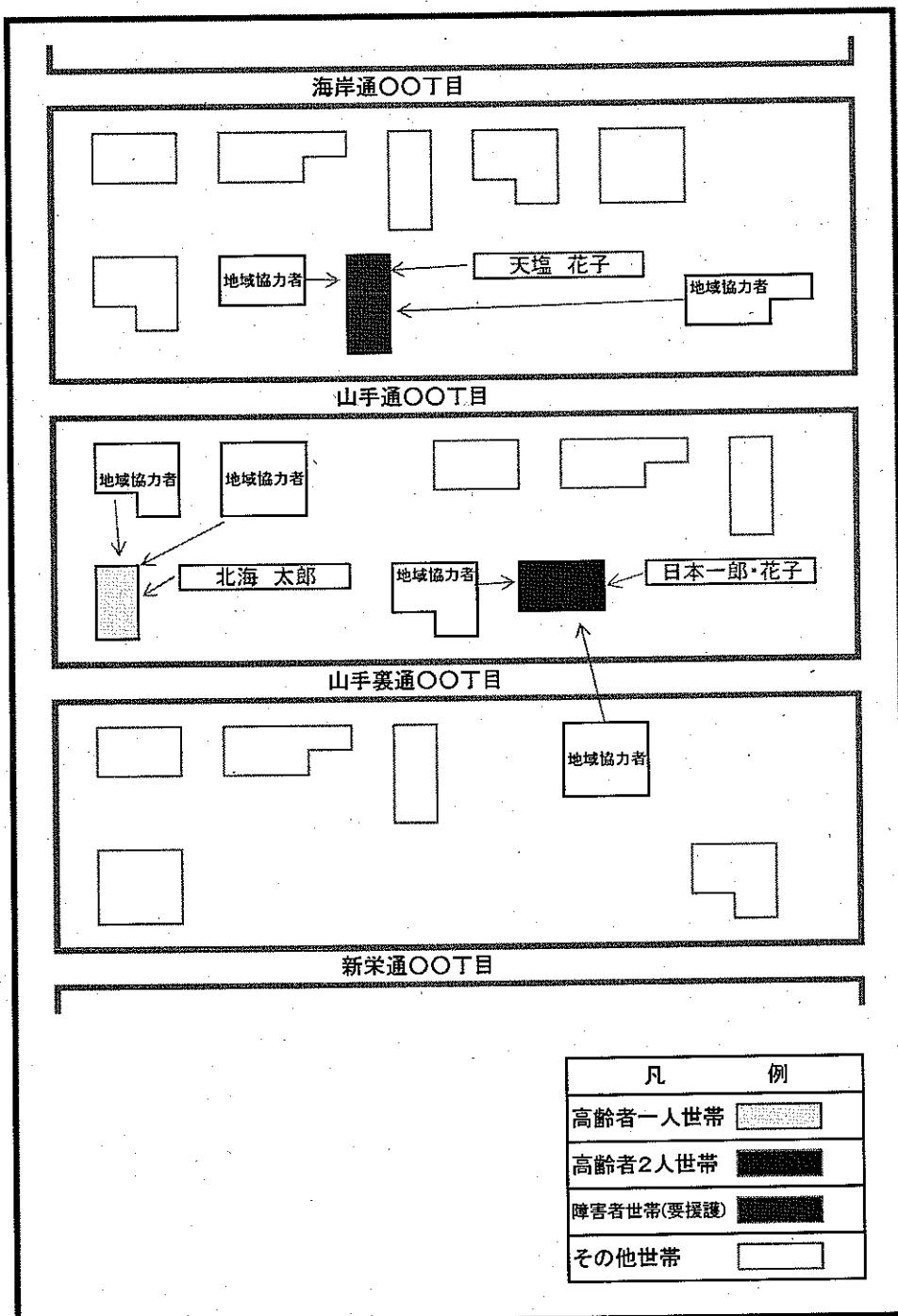
規約に定めるもののほか、本隊の運営に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

本規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

福祉マップ

○○丁目町内会 <イメージ図>



| | | | |
|-------------------|----------------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 市町村名 | 士幌町（十勝総合振興局） | 担当課名 | 保健福祉課 |
| 人口 (H22.10.1現在) A | 6,614人 | うち65歳以上 B | 1,749人 割合 B/A 26.4% |
| 事業名 | 地域福祉活動実践事業（見守りネットワーク事業） | | |
| 事業内容 | (開始年度 平成18年度) 地域住民が自主的に災害時要援護者等の安否確認や避難活動ができる体制づくりの推進 | | |
| 事業実施者 | 社会福祉協議会 | | |

いざというとき、のために
見守りネットワーク事業説明会
 自主防災組織の設置にむけて

1. 趣旨

災害発生時には、町内各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時に多発的な火災の発生等、様々な状況が予想されます。

このため、災害による被害の軽減を図るには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすのです。

特に、乳幼児・障害者・高齢者等の災害時要援護者の安全確認・避難誘導は、災害時の初期段階では行政では自ずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠であります。

このことをふまえて、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動が出来る体制づくりのため、町内会で自主防災組織を設置することを目的に、見守りネットワーク事業の住民説明会を開催します。

2. 日時 平成 年 月 日 () 18:30～20:30

3. 会場 ○○○○○○

4. 対象 ○○町内会役員及び町内会々員

5. 内容 見守りネットワーク事業概要説明

関係ビデオ上映

意見交換

○○○公民館推進委員長 ○○○○
 ○○町内 会長 ○○○○

〔大変重要な説明会です。万障お繰り合わせ
 の上、ご参加下さいますようお願い致します。〕

平成 年 月 日

○○町内会役員（班長・会計）各位

○○町内会
会長 ○○ ○○
○○公民館推進委員会
推進委員長 ○○○○

町内会緊急役員会（見守りネットワーク説明会）
の開催について

日頃より町内会活動に、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

○○町内会では、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動が出来る体制づくりのため、町内会で自主防災組織を設置することを目的に、見守りネットワーク事業の説明会を予定しています。

この事業は、社会福祉協議会の提唱による「平常時の見守り」や「災害時要援護者の安否確認・避難活動ができる体制づくり」を目的とした見守りネットワーク事業の取組を各町内会及び公民館に対し呼びかけているものです。

つきましては、誰もが安心して住みよい町内会となるように、何かとお忙しいこととは存じますが、説明会前の緊急な役員会となりますので万障お繰り合わせの上ご出席頂きますようお願い致します。

※ 大変重要な会議となります。役員会に参加できない班長におかれましては、代理人の参加についてご配慮頂きますようお願い致します。

記

とき 平成 年 月 日 () PM6:30～
ところ 総合福祉センター 研修室
内容 見守りネットワーク事業概要説明
関係ビデオ上映
意見交換

○○町内会々員各位

○○町内会
会長 ○○ ○○

見守りネットワーク事業について

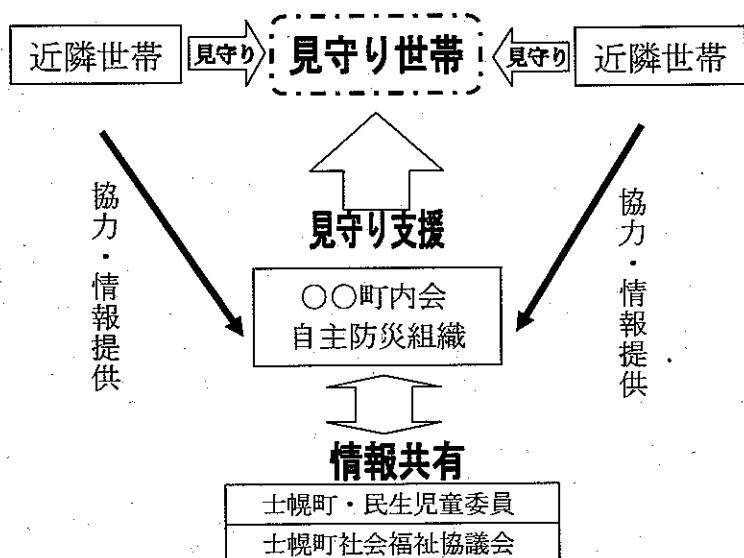
日頃より町内会活動に、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、○○町内会では地域住民との連携による災害時の円滑な支援活動が出来る体制づくりのため、町内会で自主防災組織を設置し、見守りネットワーク事業を町内会の事業として位置づけ、実施することを役員会で確認し取り組むものです。

この事業は、「平常時の見守りを基本」に町内会ぐるみで見守りの必要な方を支援し、困ったときや問題が起こったときに解決の手助けをする「災害時要援護者の安否確認・避難活動ができる体制づくり」を目的としたものです。

つきましては、誰もが安心して住みよい町内会となるように、各班の班長さんが聞き取り調査にお伺いしますので、何かとお忙しいことは存じますが、趣旨をご理解頂きこの事業に対しご協力をお願い致します。

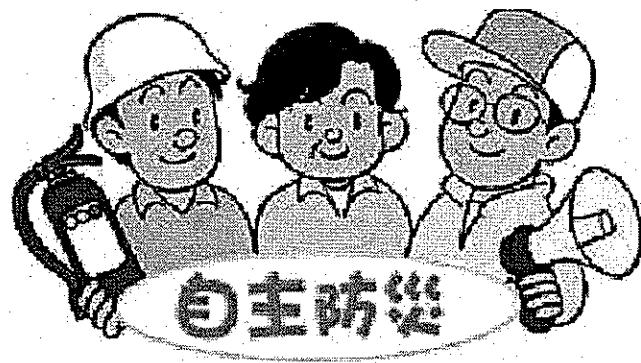
○○町内会における見守りネットワークのイメージ



まず、見守り対象者を把握するため、この事業の趣旨説明に各班の班長が各戸を訪問します。そして、見守りが必要ではないかと思われる方や世帯に対し、見守り希望の有無を確認します。希望された方については、同意を得て緊急連絡先等を記録した災害時要援護者台帳を作成します。最終的には、町内会の福祉（防災）マップを作成し、地域全体で見守っていく体制を整えていきます。

—安心・安全・福祉のまちづくり—

見守りネットワーク活動の手引き



社会福祉法人 士幌町社会福祉協議会

はじめに

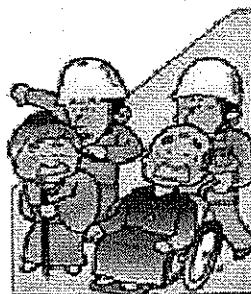
地震などの災害が発生した場合、家屋の倒壊、道路の寸断、断水や電力の供給停止、火災の発生など二次災害が予測され、行政のみの防災活動では限界が予測されます。特に、災害時要援護者（乳幼児、高齢者、障がい者、妊婦、在住外国人などの方）への救援・救護が重要となってきます。被害の軽減を図るため、自主的な防火活動、火災発生防止や被災者の救出救護、避難誘導など、地域住民による組織的な防災活動が求められます。

こうした自然災害時においては、自力での避難・移動が困難な高齢者、障がい者などの方々に対する、近隣住民による災害時の安否確認や避難支援が、まさに生死を分ける重要な支援活動であることが教訓化されてきています。

社会福祉協議会では、町内会や公民館そして町と連携し、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者、子育て家庭等の災害時要支援者に対しての日常的な見守りと生活の支援を通し、災害時における安否確認や避難支援ができる体制づくりを進めています。

これから見守りネットワーク事業に取り組み、自主防災組織を立ち上げる町内会及び公民館の方々にとってこの「手引」がお役に立っていただけることを期待します。

社会福祉法人 士幌町社会福祉協議会
会長 吉田 勝



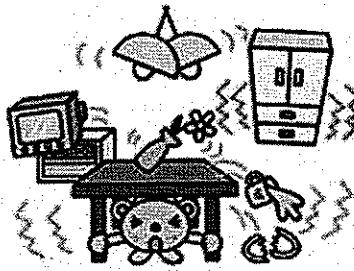
1. 見守りネットワーク事業とは

高齢者の多くは長年住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らしていきたいと願っています。

そのために社協では、見守りネットワーク事業を提唱しています。

この見守りネットワーク事業は、各地域（町内会）ごとに取組むことが望ましく、地域内における一人暮らしのお年寄りや高齢夫婦世帯、寝たきりの方を抱える家庭、重度障がい者、日中に子供たちだけで留守番をしている家庭などの実態を事前に把握し、日頃の見守りや・安否確認を基本とした活動であり、見守りを希望する方に対して、隣近所の地域支援者（見守り役）の方が、災害時などのいざという場合に具体的に支援できる体制と機能を整えるものです。

活動にかかわる人は、責任を伴うものでなく、普段からより良い近所づきあいに心がけ、その中で支援していただければ結構です。そのため、市街地については町内会単位、農村部については公民館単位で取組みを進めることができます。



2. 見守りネットワークの具体的な活動

見守りネットワーク事業の内容として次の取組みがあります。

- ① 見守りネットワーク登録カードの作成
- ② 見守りネットワークの組織化
(見守りを希望する登録者と地域支援者との連携)
- ③ 福祉（防災）マップづくり
- ④ 自主防災組織（既存の町内会など兼務）の設置

【①見守りネットワーク登録カードの作成】

□ 見守りネットワーク登録カードの作成目的

災害が発生したとき、災害時要援護者（緊急時に支援を必要とする方）の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活行動等に対する支援を円滑に行うため、災害時要援護者の緊急連絡先等、必要な情報を記載した登録カードを整備するものです。

□ 見守りネットワークの対象者は

「情報の伝達や避難行動に支援が必要な人」

具体的には

□高齢者 一人暮らし（昼間独居含む）、寝たきり、認知症、
高齢夫婦世帯

□身体障害者 視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害

□知的障害者

□精神障害者

□常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（難病患者）

例）人工透析を受けている人、低肺機能者（酸素吸入が必要な人）、難病等の人（医療機器等装着している人）

□乳幼児（0～5歳）

□共働き又は一人親家庭等の若年児童（いわゆる「鍵っ子」の小学生）

□妊娠婦 □外国人 など

各町内会・公民館の実情にあった者とし、柔軟に対応するものとする。

※ 登録を希望する災害時要援護者は、本人又は介護者・保護者等の登録の同意を得られた方とする。

□ 見守りネットワーク登録カードの作成方法

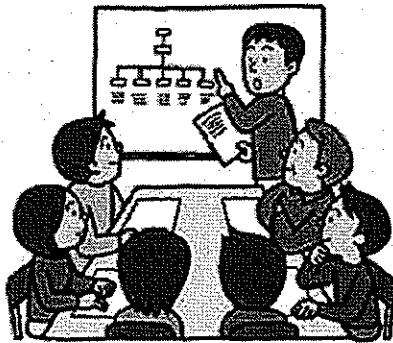
見守りネットワーク登録カードは、自主防災組織の見守りネットの構成員で作成し、登録カードの原本は自主防災組織（町内会長または公民館推進委員）で保管、写しを災害時要援護者本人の承諾のもと、士幌町・担当地区の民生児童委員・士幌町社会福祉協議会に配布するものとする。

【②見守りネットワークの組織化】

見守りネットワーク登録カードによって地域の災害時要援護者個人毎に対応した緊急連絡体制を整備します。

災害時要援護者の隣近所の3世帯程度で、災害時の迅速な情報伝達及び救援等を行う体制づくりを行います。

具体的には、災害が発生した場合、速やかに隣人が災害時要援護者の居宅に駆けつけ、情報伝達を行うとともに避難行動を支援し、平常時は支えあい・見守り活動を継続的に行うものです。(月に一回程度の見守り)



【③福祉（防災）マップづくり】

□ 防災マップの目的

災害時において災害時要援護者を救出する場合、その居住地を正確に把握しておくことが不可欠です。また、避難誘導する場合においても、避難所の所在地、及び避難所までの危険地域等を明確にして、より安全に避難誘導を行い人的被害を最小限ににくい止める必要があります。

そのために、居住地及び避難路等を分かりやすく記述した防災マップを作成するものです。

□ 防災マップに記載する事項等

防災マップには、災害時要援護者の所在が把握できる事項等を記載する。

- ・災害時要援護者の氏名と居住地
- ・避難路、避難場所等
- ・防災資材の配置場所
- ・防災関係機関等（見守りネット構成員）の場所
- ・災害危険地域 等

【④自主防災組織（既存の町内会などが兼務）の設置】

新たな組織を立ち上げるのでなく、既存の町内会役員等が緊急時にその任務にあたる等の位置づけをし、最低年に一回、町内会及び公民館ごとに防災訓練を実施。

1. 自主防災会規約の作成
2. 防災計画の作成



4. 見守りネットワークの手順

①町内会役員会開催

町内会の役員会で、見守りネットワーク事業の趣旨説明及び取組の確認。

②町内会懇談会または臨時総会など（必要があれば）

町内会員に事業の趣旨説明を行い、取組について周知します。

③見守りネット登録カード（災害時要援護者台帳）の作成

例1 各班長が会員宅全戸を訪問。事業の説明を行い登録カードを預け、後で回収し町内会長に届ける。その場で、聴き取りしながらカードを作成する方が望ましいです。

例2 会員に取組について周知後、役員会等で見守りが必要と思われる方、または対象となる方（4ページ見守りネット対象者参照）を検討し、その世帯に班長が戸別訪問し、聴き取りしながらカードを作成します。

※カード作成には様々な手法が考えられます。町内会の実情にあつた手法で取組むことが望ましいです。

④見守りネットの組織化

登録された、災害時要援護者の隣近所3世帯程度の地域支援者（見守り役）を役員会で配置し、地域支援者に見守り役の依頼をする。

（13ページ 見守り役になられる方々へ参照）

⑤福祉（防災）マップづくり

作成された登録カードを元に、社会福祉協議会でマップを作成します。

⑥自主防災組織の設置

町内会役員の一部に地域支援者を加えた、自主防災組織として町内会総会に提案し設置します。

⑦登録カードの更新

1年に一度、緊急連絡先等の変更がないか確認し、登録カードの更新を行うことが望ましいです。

5. 士幌町パートナーシップ推進交付金

士幌町では、協働のまちづくりを推進することを目的に、自主防災会が行う活動に対する補助金制度（士幌町パートナーシップ推進交付金：事業実績に基づく）があります。

地域が行う防災活動事業について、対象事業費の80%かつ70,000円を限度として交付されます。

《担当 士幌町総務企画課 ☎5-5212》

| | | | |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 市町村名 | 本別町（十勝総合振興局） | 担当課名 | 総合ケアセンター |
| 人口 (H22.10.1現在) A | 8,425人 | うち65歳以上 B | 2,754人 割合 B/A 32.7% |
| 事業名 | 安心生活創造事業 (開始年度 平成21年度) | | |
| 事業内容 | <p>「安心生活創造事業」は、厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業で、「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」を目指しており、家族などの支援が受けられない一人暮らし世帯等の「見守り」と生活必需品などの「買い物支援」を基盤支援として位置づけている。</p> <p>この事業は、基盤支援を必要とする方を漏れなく把握し、希望する方に対して漏れなくサービスを提供し、この事業に必要となる安定的な地域の自主財源確保に取り組む「3つの原則」に基づいた取組みを3カ年で行う。</p> | | |
| 事業実施者 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・社会福祉協議会 | | |

安心生活創造事業を成功させるために

1. 既存資源の活用・再構築

現 状

①在宅福祉ネットワーク活動

- ・「ひとりの不幸も見逃さない！」を合言葉に、安否確認、除雪、サロンなど13項目の活動を自治会（福祉部・福祉協力員）の創意工夫により実施
- ・76自治会中、35自治会（29ネットワーク）が活動し、人口の約8割をカバー

②認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

- ・認知症高齢者宅を訪問し、長時間の見守り、話し相手、趣味活動を行う訪問サービス
- ・町が実施する3日間の研修を受講した方が「やすらぎ支援員」として登録し、有償ボランティアとして活動を行う

北海道本別町

課 題

①在宅福祉ネットワーク活動

- ・自治会ごとに対象者、活動項目、頻度が異なっており、全体的な活動の底上げ、標準化が課題
- ・平成5年にスタートして16年が経過しているが、担い手の固定化や高齢化、農村地区未組織自治会の組織化が課題

②認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

- ・対象者が認知症のある方への訪問であるが、認知症のない高齢者からも、訪問による「話し相手」の要望が多い
- ・平成15年にスタートして6年が経過しているが、担い手不足により、訪問ニーズに応えきれない

「安心生活創造事業」を実施することによって…

- ①今まで培ってきた経験やノウハウが活用できる！
- ②課題を克服するため、新たな担い手を増やし、活動そのものを再構築する！
- ③新たな「支援」の仕組みをつくることによって、『志縁』の輪を広げる！

2. 基本理念の共有

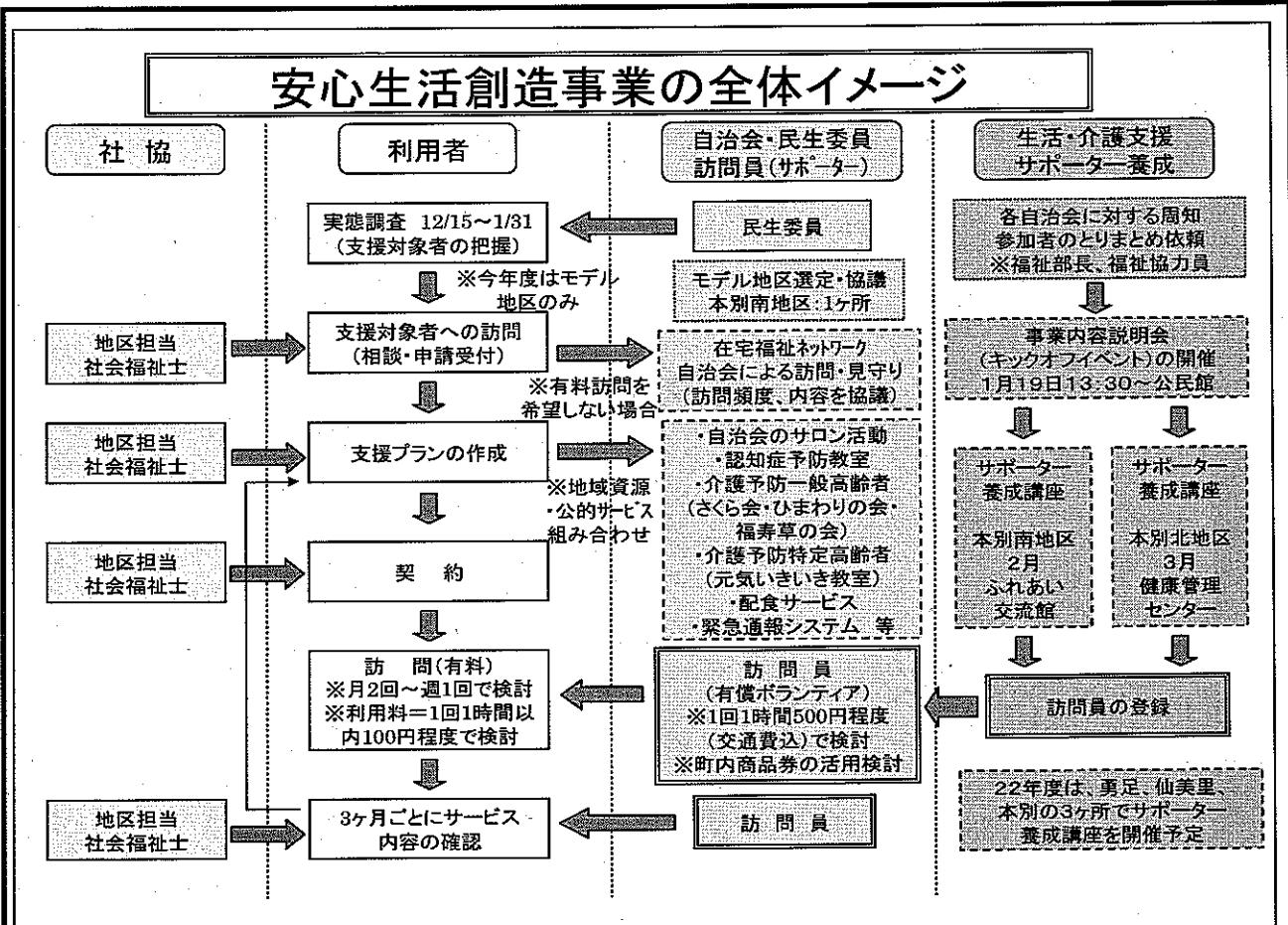
「ひとりの不幸も見逃さない」地域社会（福祉）の再構築 →悲惨な孤立死や虐待などを1例も発生させない地域づくり



- 今までの経験を活かしながら、新たな仕組みつくりに挑戦し、地域全体を再構築する！
- この基本理念を多くの町民と共有するため、関係者との協議を積み重ね、多くの機会を通じて町民に対する事業周知に努める！
- 関係団体への説明、町広報による周知、新聞報道、町全体の説明会、自治会単位での説明会等を開催
- また、安心生活創造事業を成功させるための「役割分担」（自治会、訪問員、社協、町）・事業の全体イメージを広く周知

3. 災害時要援護者支援との連動、個人情報の保護・共有

- ①災害時要援護者支援との連動
- 安心生活創造事業対象者の把握と災害時要援護者避難支援個別計画対象者の把握を一括的に行う
- このため、2つの事業対象者の把握を兼ねた調査票を設計し、緊急時の連絡先、基盤支援以外に必要な日常生活支援の二つ把握、日常生活状況、災害時避難支援の内容、避難所での支援等についても調査を行った
- ②個人情報保護・共有
- 上記調査票に社協・民生委員・自治会役員への情報提供に関する同意署名欄を設け、情報共有を図る
- また、情報共有にあたり、自治会と個人情報保護に関する協定書を締結する



原則1関係(基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する)

①基盤支援台帳の作成

- ・全ての高齢者、要介護認定者、障がい者手帳交付者を住民基本台帳情報から抽出
 - ・住民基本台帳情報に「世帯区分」、「介護度」、「障がい者手帳」、「公的サービスの利用状況」、「一般福祉サービスの利用状況」、「老人クラブ加入状況」等を記載した基盤支援台帳を作成

②高齢者悉皆調査の実施

- ・町内に居住する全ての65歳以上の方に対して調査を実施
 - ・調査票を郵送により配付し、民生委員が個別訪問により聞き取り回収し、支援の必要性の有無についても民生委員が記入
 - ・要介護認定者は、居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の担当ケアマネによる訪問調査を実施

③65歳以下の要援護者に対する調査の実施

- ・全ての障がい者手帳交付者、要介護認定者に対して調査を実施
 - ・障がい者は、郵送による配付・回収とし、必要に応じて訪問による聞き取り調査を実施
 - ・要介護認定者は、居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の担当ケアマネによる訪問調査を実施
 - ・その他の要援護者については、民生委員・行政関係機関で情報交換を行い、必要に応じて調査を実施

④ふれあい世帯票の作成

- ・自治会が保有しているふれあい世帯票(台帳)の様式を見直し、調査により得られた情報を追加した新たな世帯票(台帳)を作成

⑤要援護者マップの作成

- 安心生活創造事業利用者、災害時要援護者等、地域での見守りや支援が必要な方を地図情報で管理する要援護者マップを作成

⑥民生委員・自治会役員との情報共有、支援内容・支援者の協議

- ・自治会との個人情報保護に関する協定書締結後、ふれあい世帯票・要援護者マップ等を自治会役員・民生委員等と情報共有
 - ・安心生活創造事業での支援内容・その他の支援(支援者)、災害時要援護者の避難支援内容(支援者)について自治会と協議

⑦ふれあい世帯票を活用した日常的・継続的なニーズ把握体制の構築

- ・ふれあい世帯票を定期的に更新するため、年1～2回の自治会関係者・民生委員等の話し合いの場を設ける
・関係者間の話し合いの中で、支援が必要と思われる世帯に対して訪問・ニーズ把握を行い、各種サービス利用に繋げる
・特に、日常的な民生委員活動と自治会活動との連携体制を強化することで、制度の谷間にいる方の早期発見・対処、拒否者に対する側面的な見守り支援を行う

原則2関係(基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる)

①社会福祉協議会による継続的なサービス提供

- ・地域福祉を担う社協をサービス提供主体として選定し、安心生活創造事業終了後は社協が実施主体となる
- ・社協の社会福祉士1名を本事業の専任職員として配置転換し、町との連携を図りながら事業の企画・立案を行う
- ・園域を担当する「主任」については、地域担当職員として経験を有する社会福祉士3名を配置
- ・主任は、本事業と地域資源を組合せた基盤支援プランの作成、事業の契約、訪問員・利用者・民生委員等との関係者間の連携、利用者に対する定期訪問、訪問員とのチームミーティング、基盤支援プランの評価等の業務を担う

②既存資源の活用

- ・在宅福祉ネットワーク活動、やすらぎ支援事業等の既存の人的資源を最大限活用するため、役員や支援活動を担っている方に對して本事業の位置づけや役割を周知徹底
- ・また、既存事業との違いや役割分担、本事業が目指すもの(基本理念)についての説明を行い、既存資源に新たな支援システムを追加すること、既存資源の再構築を図ることについて理解を得る

③担い手の確保

- ・担い手の養成を厚労省「生活・介護支援センター養成研修」事業により実施
- ・延べ4日間、20時間程度の講義、演習、体験活動を受講した修了者で、安心生活創造事業の担い手として活動できる方が「訪問員」として登録
- ・安心生活創造事業、生活・介護支援センターについて広く町民に周知を行い、研修受講者の参加を募るために前段の取り組みとして「キックオフイベント」を1月19日に開催(参加者150名)
- ・また、既存資源を最大限活用しながら新たな担い手を確保するため、育児サークル等にも呼びかけを行い、子育て中でも研修を受講できるよう研修受講中の託児所を設置
- ・本年度は、「本別地区」を南・北に分けて2・3月に養成研修を実施し、次年度上半期中に「勇足地区」「仙美里地区」で養成研修を実施

④モデル地区での試行実施

- ・事業対象者調査結果、センター養成研修受講者を踏まえたモデル地区(1自治会)を選定し、3月下旬から試行事業を実施
- ・その後、実施体制が整った地区から順次試行事業を実施し、次年度中に検証を行う

⑤拒否者への対応

- ・地域での見守りが必要な「拒否者」に対しての側面的な見守り(方法)について、自治会関係者等と協議
- ・町保健師、地域包括支援センター職員、社協の園域担当「主任」等による情報共有、チームアプローチについて検討・実施

原則3関係(それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む)

①本別町個性あるふるさとづくり寄付条例による基金運用の検討

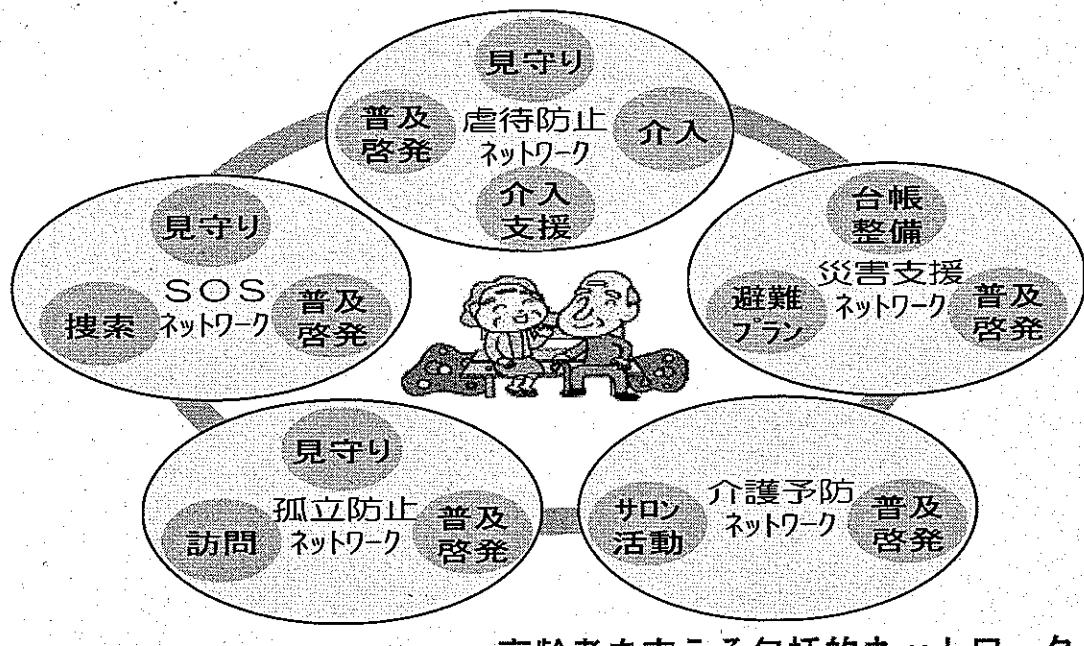
- ・次代を担う子どもたちに誇れる個性的で魅力あふれる「ふるさと本別町」を確固たるものとしていくため、協働のまちづくりの担い手として住民はもとより本別町への思いを持つ人との寄付を通じた住民参加型の新たなまちづくり、地域づくりのあり方を創設し、寄付者も住民と同じくして積極的にふるさとづくり、まちづくりに参加できるよう、平成18年4月から条例を施行
- ・この基金には5つの目的別の項目があり、その1つとして「福祉でまちづくり推進事業」の寄付項目が位置づけられている
- ・平成21年9月末現在で1,569口、7,845,420円の寄付金が寄せられており、5つの寄付項目中32.0%の割合を占めている
- ・条例試行後から寄付金を運用した事業を行っていない状況にあるが、本事業を含めた地域生活支援サービスを継続していくための財源として運用を図ることを検討

②安心生活創造事業の役割・効果のPR、個性あるふるさとづくり寄付金のPR

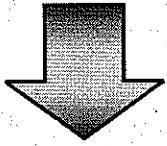
- ・地域での生活を継続する上で本事業が果たす役割や効果、必要性を広く周知すること、また、良質なサービスとなるよう利用者・訪問員・地域との全体会議の開催、訪問員の現任研修等を実施する
- ・本事業を町民、ふるさと会、利用者家族等に対して、町広報誌や町公式ホームページで定期的にPR
- ・訪問員に対する報酬は、町内での消費拡大と有償サービスが町内で循環する仕組みとするため、「町内限定使用商品券」を活用する方向で検討
- ・また、生活・介護支援センター養成研修や地域活動の担い手に対しても寄付や遺贈による財源の確保策について広く意見聴取し、継続的・安定的な事業実施と共に考えていただく
- ・個性あるふるさとづくり寄付金の寄付・運用状況についても定期的にPRし、寄付を募るとともに、本事業の利用者や1人暮らし高齢者等が亡くなった時に、高齢者等の財産を地域に還元できるよう、上記基金等に対する遺贈受付の推進策等について検討を行う
- ・町内の商店に対しても、本事業の応援募金箱の設置について要請

| | | | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|
| 市町村名 | 釧路町（釧路総合振興局） | 担当課名 | 介護健康課 |
| 人口 (H22.10.1現在) A | 20,936人 | うち65歳以上 B | 3,965人 割合 B/A 18.9% |
| 事業名 | 釧路町孤立死防止対策事業 (開始年度 平成22年度) | | |
| 事業内容 | 高齢者虐待防止、認知症高齢者行方不明事故防止、孤立死防止、介護予防、災害時の避難支援の5つの機能を有する包括的なネットワーク構築事業 | | |
| 事業実施者 | 市町村 | | |

釧路町地域包括支援ネットワーク・孤立防止ネットワーク図



高齢者を支える包括的ネットワーク



孤立防止ネットワーク

【目的】安心して暮らせる地域づくり

【課題】①孤立死 ②消費者被害

【機能①】見守り

地域からの孤立や消費者被害に遭わないように地域での見守りや声かけを行なう。

【機能②】訪問

一人暮らし高齢者などに対し、自宅に訪問するなどして、安否の確認などを行う。

【機能③】普及啓発

孤立死防止や消費者被害防止について、関係者や町民に対し、周知を行なう。

登録団体数：84団体 (平成22年12月末日現在)

警察署、消防署、郵便局、介護保険事業者、民生委員、町内会、老人クラブ、ボランティア団体などによって構成されている。

参考

北海道社会福祉協議会各地区事務所における道民等への意識啓発の状況

| 地 区 | と き[ところ] (参加人数) | 内 容 |
|------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空 知 | 7月27日[赤平市] (191名) | 実践発表：「地域支援活動の取り組み」美唄市社協、妹背牛町社協 講 演：「地域の福祉力と地域支援活動のあり方」 講師：旭川大学 教授 白戸一秀 氏 ※孤立死防止に関する内容を含め発表、講演 |
| 石 狩 | 2月 3日[札幌市] (41名) | 基調講演：「孤独死ゼロの社会をめざして～さっぽろ孤立死ゼロ推進センターの取組みから～」 講師：NPO法人シーズネット さっぽろ孤立死ゼロ推進センター 事務局長 杉谷憲昭 氏 全体協議 |
| 後 志 | 8月27日[京極町] (348名) | 講 演：「地域活性化の動向」 (講師：農林水産省大臣官房政策課企画官 木村俊昭 氏) |
| 胆 振 | 8月21日[伊達市] (400名) | 基調講演：「孤立死を考える～支え合える地域づくりをめざして～」 講師：NPO法人シーズネット代表 岩見太市 氏 シポジウム：「地域ぐるみで孤立し防止」 コーディネータ：NPO法人シーズネット代表 岩見太市 氏 シポジスト：胆振管内より5名 |
| 日 高 | 10月29日[新ひだか町] (102名) | 講 義：「増える孤立死の現状と防止対策」 講師：NPO法人シーズネット代表 岩見太市 氏 質疑応答・情報交換 |
| 渡 島 | 12月15日[七飯町] (232名) | 講 義：「孤立死ゼロの地域を目指して」 講師：NPO法人シーズネット代表 岩見太市 氏 実践報告：2団体 |
| 檜 山 | 12月 3日[江差町] (112名) | 講 演：「地域の支え合いと新しいコミュニティづくり ～孤立死の防止に向けて」 講師：旭川大学 教授 白戸一秀 氏 事例発表：檜山地域障害者総合相談支援センター 藤原茂法 氏 |
| 上 川 | 3月22日[旭川市] (162名) | 講 演：「孤立死を考える～今、私たちができること～」 講師：NPO法人シーズネット代表 岩見太市 氏 実践報告：3団体 (旭川市大成地区社協、下川町地域包括支援センター、東川町社協) |
| 留 萌 | 12月 1日[羽幌町] (147名) | 基調講演：「孤立死防止の取り組み」 講師：旭川大学教授 白戸一秀 氏 実践報告：3団体(留萌市社協、苦前町社協、天塩町社協) |
| 宗 谷 | 10月 8日[豊富町] (129名) | 講 演：「孤立死を防止するためには…」 講師：北海道総合福祉研究センター事務局長 池田ひろみ 氏 実践報告：豊富町町内会代表『安否確認活動…』 |
| 林 ツク | 11月16日[津別町] (88名) | 講 義：「孤立死防止の取組み」 講師：NPO法人シーズネット代表 岩見太市 氏 実践報告：2団体 |
| 十 勝 | 11月16日[音更町] (215名) | 講 義：仮題「孤立死ゼロを目指して」 講師：松戸市常盤平自治会長 中沢卓美 氏 実践報告：1団体 行政の取組 帯広市 |
| 釧 路 | 11月12日[釧路市] (134名) | 講 演：「地域福祉の創造的展開を求めて」 講師：同志社大学社会学部社会福祉学科教授 上野谷加代子 氏 ※孤立死防止に関する内容も含め講演 |
| 根 室 | 11月 2日[根室市] (86名) | 活動実践報告～孤立死防止はサロンから～ 3団体(根室市、標津町、羅臼町) 講 演：「孤立死を防ぐために地域で出来ることは? ～コミュニケーションづくりと見守り活動から～」 講師：NPO法人シーズネット代表 岩見太市 氏 |
| 合 計 | ・ 13カ所で「孤立死対策」をテーマに開催、合計2,039名が参加 | |

*太枠は孤立死防止対策をテーマとして開催した（予定を含む）地区事務所。